

宮城県内における福祉サービス第三者評価受審状況

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率
①社会的養護施設以外	3,360	16	0.5%	3,360	10	0.3%	3,511	7	0.2%
保育所分野	432	6	1.4%	432	2	0.5%	410	0	0.0%
障害者・児福祉サービス分野	1,202	5	0.4%	1,202	8	0.7%	1,385	1	0.1%
障害福祉サービス	857			857			1,023		
障害者支援施設	39			39			38		
障害児通所施設	297			297			316		
障害児入所支援	6			6			5		
福祉ホーム	3			3			3		
高齢者福祉サービス分野	1,726	5	0.3%	1,726	0	0.0%	1,714	5	0.3%
特別養護老人ホーム	198	4	2.0%	198	0	0.0%	203	4	2.0%
養護老人ホーム	9	0	0.0%	9	0	0.0%	9	1	11.1%
軽費老人ホーム	48	1	2.1%	48	0	0.0%	48	0	0.0%
通所介護	946	0	0.0%	946	0	0.0%	931	0	0.0%
訪問介護	525	0	0.0%	525	0	0.0%	523	0	0.0%
救護施設分野							2	※注3 1	50.0%
②社会的養護施設	25	5	20.0%	28	5	17.9%	27	3	11.1%
受審義務対象施設	14	5	35.7%	14	5	35.7%	13	3	23.1%
児童養護施設	5	2		5	2		5	※注1 1	
乳児院	2	1		2	1		2	0	
児童心理治療施設	1	0		1	0		1	1	
児童自立支援施設	1	0		1	0		1	1	
母子生活支援施設	5	2		5	2		4	※注2 0	
受審義務対象外施設	11	0	0.0%	14	0	0.0%	14	0	0.0%
児童自立援助ホーム	4	0		5	0		5	0	
ファミリーホーム	7	0		9	0		9	0	
対象事業所全体	3,385	21	0.6%	3,388	15	0.4%	3,538	10	0.3%

※①社会的養護施設以外：宮城県が策定する評価基準により、宮城県の認証を受けた評価機関が実施。受審・結果公表は任意。

※②社会的養護施設：全国共通の評価基準により、全国推進組織(全社協)の認証を受けた評価機関が実施。

受審義務対象外施設を除き、3年に1回以上の受審・結果公表の義務がある。

なお、児童自立援助ホーム及びファミリーホームについては、国からの通知により、受審義務対象外となっている。

※対象事業所数：宮城県保健福祉総務課作成「宮城県社会福祉施設等一覧」等による。

なお、令和2年度の対象事業所数については数値未公表のため、令和元年7月1日現在の数値を採用している。

「高齢者・訪問介護」については、長寿社会政策課作成「介護サービス事業所一覧」の各年度5月1日現在による。

「保育所分野」における対象事業所数は、認可保育所数である。

「障害者・児分野」については、同一事業所内で複数のサービスを実施している場合があり、事業所数に一部重複がある。

「高齢者分野」については、「地域密着型サービス事業所」を含む。また、同一事業所内で「地域密着型」「一般型」等複数のサービスを実施している場合があり、事業所数に一部重複がある。

※注1：新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度受審予定であった1施設が、令和3年度以降に繰り越したもの。

※注2：令和3年度より休止の母子生活支援施設が1施設あるため、対象事業所数が5施設から4施設に減少したもの。

※注3：令和3年度受審の救護施設は、「障害者・児福祉サービス版」の評価基準で受審している。